

「福島県テレワーク環境導入支援事業補助金」 のご案内

新型コロナウイルス感染症対策及び働き方改革の推進のため、
テレワークの新規導入に取り組む県内中小企業事業主を支援します！！

	概 要
対象事業主	テレワークを新規（※）で導入する 中小企業事業主（要件を満たす個人事業主等を含む） ※ 試行的に導入している事業主も対象となります。
補助対象経費	テレワークの導入・運用費用 (例) ・パソコン（シンクライアント端末のみ）、シンクライアントサーバ、セキュリティ機器（VPN装置等）の購入費 ・WEB会議用機器（カメラ・マイク等）の購入費 ・社内のパソコンを遠隔操作するためのソフトウェア利用料 ・コミュニケーションソフトウェア（WEB会議システム）利用料 ・労務管理用ソフトウェア（勤怠管理、在籍管理、業務管理）利用料 等 ※ 詳しくは交付要綱をご確認ください。 ※ シンクライアント以外の端末（シンクライアント端末以外のパソコン、タブレット等）の購入費用は対象となりません。
補助額	補助率：補助対象経費の2分の1以内 1企業当たりの上限額：50万円 (補助対象経費の上限は100万円)
主な要件	実績報告提出時まで、テレワーク制度に関する規程を整備
事業実施期間	交付決定の日から令和3年2月28日まで
その他	本補助金は予算の範囲内で交付するため、予算枠に達し次第、募集を終了します。

[問合せ先] 福島県商工労働部雇用労政課 労政担当
電 話：024-521-7289
メール：koyourousei@pref.fukushima.lg.jp